

○建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第二十八条第二号の規定
に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件

(平成二十年七月十五日)

(国土交通省告示第八百八十一号)

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第二十八条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を次のように定める。

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第二十八条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第二十八条第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講義内容は、次の表の第一欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目ごとに同表の第三欄に掲げる内容とし、同号の講義時間は、同表の第一欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目ごとに同表の第四欄に掲げる時間とする。

講習	科目	内容	時間
構造設計一級建築士講習	一 構造関係規定に関する科目	イ 構造関係規定に関し、目的、規制内容その他留意すべき事項 ロ 法適合性の確認に関する事項	四時間以上
	二 建築物の構造に関する科目	イ 構造設計一級建築士の役割、義務及び責任 ロ 荷重・外力、構造力学・解析、構造材料、構造計画及び構造計算に関する総論 ハ 木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の構造の特性に関する事項 ニ その他建築物の構造に関し必要な事項	八時間以上

設備設計一級建築士講習	一 設備関係規定に関する科目	イ 設備関係規定に関し、目的、規制内容その他留意すべき事項 ロ 法適合性の確認に関する事項	六時間以上
	二 建築設備に関する科目	イ 設備設計一級建築士の役割、義務及び責任 ロ 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機その他の建築設備の計画に関する事項 ハ 容量計算及び負荷計算に関する事項 ニ 設備機器の種類に関する事項 ホ その他建築設備に関し必要な事項	十二時間以上

附 則

この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。